

（平成 28 年 3 月 31 日）
区 長 決 裁

東京都市計画区域内における都市計画道路に関する
都市計画法第 53 条第 1 項の許可の取扱いについて

許 可 取 扱 基 準

都市計画法第 54 条の規定に該当する建築物以外の建築物が、次の各事項に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであるときは、同法第 53 条第 1 項の許可をすることができる。

1. 市街地開発事業（区画整理、再開発など）等の支障にならないこと。
2. 階数が 3、高さが 10 m 以下であり、かつ地階を有しないこと。
3. 主要構造部が、木造、鉄骨造、コンクリートブロック造、その他これらに類する構造であること。
4. 建築物が都市計画道路区域の内外にわたる場合は、将来において、都市計画道路区域内の部分を分離することができるよう、設計上の配慮をすること。
5. 本基準は平成 28 年 4 月 1 日から適用する。